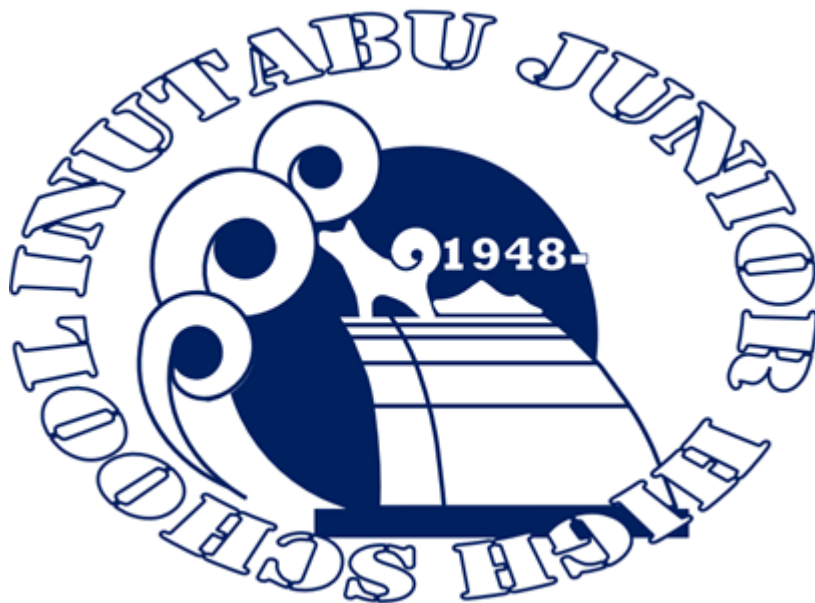


令和8年度 伊仙町立犬田布中学校

学校生活の心得

あるべき物が
あるべき所に
あるべき姿で

時を守り
場を清め
礼を正す



()年()組()番 氏名_____

学校保管（学活ファイルにとじておくこと）

注意してほしいこと 優先順位

① 危険 あぶない

命に関わること。廊下を走らない，ものを大切にす。

② 迷惑 めいわく

授業に遅刻，授業中の私語や立ち歩き，忘れ物や道具の貸し借り。

③ 失礼 しつれい

目上の人・友達への言葉遣い，学ぶ姿勢が大事。

④ 狡猾 ずるい

自分のこと・私利私欲ばかり。そんな人は他人から信用されない。

⑤ 下品 品のない

上品であれ。品のない言動は人を傷つけ，品位を落とす。

1 登校

- (1) 自分の通学路を通って8時00分までに正門を通過し、8時05分までに着席しておく。
- (2) 原則として徒歩で通学します（遠方から送迎の場合も10分徒歩通学を心がけること）。
- (3) 自転車通学生は、ヘルメットを必ず着用します。校内では自転車から降りて押します。
- (4) 欠席、遅刻をするときは、保護者を通じて8時15分までに学校に連絡をします。

2 出欠確認・健康観察・朝読書

- (1) 8時15分に担任の先生が出欠確認を行います。
- (2) 朝読書で読む本は、原則学級文庫か図書室の本とします。（漫画本不可。持参した私物の本は担任の先生に許可をもらうこと。）
- (3) 宅習、各教科の宿題、日記などは8時05分までに提出し、係がチェックした後、8時10分までに職員室前の机または、担当の先生に提出してください。

3 朝の会

- (1) 月・火・木は8時30分から朝の会が始まります。それまでは朝読書です。水・木は8時15分から朝の会が始まります。それまでは朝読書です。
- (2) 保体部の健康観察係は、健康観察簿を担任の先生が確認後、1校時前までに保健室に提出します。

4 朝会

- ・ 毎週火曜日は、8時15分から**多目的室**で、全校朝会と生徒朝会のどちらかを行います。

5 授業

- (1) 「授業の受け方心得五か条」を守って授業を受けます。

授業の受け方心得五か条

- 1 授業**開始前**に学習用具を準備し、決められた服装で授業に取り組みます。
- 2 **授業開始2分前には着席**し、授業開始の号令で全員が「お願いします」と元気よくあいさつをします。
- 3 積極的に学習に取り組み、発表する時は教室の中心を向いて、大きな声ではっきりと発表します。
- 4 板書事項や先生の大切な話は必ず書き取り、**私語をせず集中して**取り組みます。
- 5 授業終了の号令で、「ありがとうございました」と**心を込めてあいさつと礼**をし、**次の授業の準備**してから、休み時間に入ります。

- (2) **授業開始1分前に黙想し、チャイムの鳴り始めで止め、挨拶**をする。
- (3) 各教科係は、授業前日の昼休みまでに職員室に来て教科担任の先生の指示を聞き、クラスメートに伝えます。（教科連絡黒板に記入しておく。）
- (4) 教科書等を忘れた場合は、授業前までに教科担任に申し出て、指示を受けます。
- (5) 教科担任の先生から指示された教材は持ち帰ります。
- (6) 授業の服装は特に指示のない限り制服とします。ワンドフル体育がある日は、全員昼休みに体育服に更衣を行います。ワンドフル体育、放課後ラン後は体育服で帰宅しても良いです。
- (7) 体育が3校時の場合、4校時は体育服のままで、体育が6校時の場合、5校時は体育服のままで授業を受けてもよいこととします。ただし、**体育の教科連絡の生徒が、教科担任に許可を得ること。グラウンドや体育館で遊ぶ生徒は体育服に着替えます**。
- (8) ハサミ、カッターは持ってきません。授業で使う場合は、学校で準備します。

6 休み時間

- (1) 休み時間になったら、次の学習の準備をしてから休みます。
- (2) 他学年の教室には入りません。用がない場合はそれぞれの教室があるフロアにも立ち入りません。非常階段出入口も開閉しません。
- (3) 各教科係は、5時間目の休み時間までに次の日の教科連絡を済ませ、内容を教科連絡黒板に記入します。

7 給食時間

- (1) 12時40分（B校時は12時25分）までに手洗い、うがいを済ませ、協力して配膳し、日直の合図と一緒に食べます。
- (2) 歯磨きは手洗い場でします（教室に入ったり、廊下をうろうろしたりしない）。給食当番は、給食コンテナへの片付けを優先します。時間厳守！
- (3) 給食着のハンガーは、干すときに保健室に取りに行き、取り込んだら返却します。（週の最後の日。洗濯機を使用する順番は学年によって決まっているので保体部長に確認すること。）

13:05 「ごちそうさまでした」（B校時は12:50）

13:10 コンテナ片付け完了（B校時は12:55）

13:15 更衣完了！（B校時は13:00）

（更衣室に荷物を置かない。清掃後まで入室禁止！）

8 清掃

- (1) 清掃は、体育服で行います（着替えは給食終了後にします）。

女子更衣室	男子更衣室
<ul style="list-style-type: none">・場所 3年生 進路指導室 1・2年 女子更衣室・使用時間 体育の前後 給食終了後～ A校時 13:15 まで B校時 13:00 まで	<ul style="list-style-type: none">・場所 多目的室・使用時間 体育の前後 給食終了後～ A校時 13:15 まで B校時 13:00 まで
<ul style="list-style-type: none">・更衣室の使い方 カバンは更衣室に置いたままにしない。教室か指定の場所に置くこと。	

- (2) 5分前にはボール等の片付けをし、速やかに清掃場所へ移動します。
- (3) 清掃は10分間。チャイムが鳴るまで時間いっぱい行います。

9 帰りの会

- ・ 事前に係は職員室前廊下のボックスから配布物を取り、全員に配布します。

10 放課後・下校

- (1) 日直は、学級の整理整頓、戸締りをきちんとして帰ります。
- (2) 下校時は指定の制服とします。身なりをきちんと整えて下校します。部活動に参加する生徒は体育服、ユニフォームも許可します。
- (3) 生徒は下校時刻を厳守し、それ以後、校舎ならびに校庭を使用する場合は、その理由を担当の先生に申し出て許可を得ます。

月	部活動生徒下校時刻	一般生徒下校時刻
4月～7月	18時30分	16時45分
9月	18時30分	
10月	18時00分	
11月～12月	17時30分	
1～2月	18時00分	
3月	18時15分	

※ 校内定期テストの時、中間テストは3日前から、期末テストは7日前から練習を中止する。

- (4) 自分の通学路を通して帰ります。
- (5) 保健室に許可無く入室しません。

11 その他の校内生活

- (1) 職員室に入るときは、ノックをし、「〇年の〇〇です。〇〇先生に用事があります。入ってもよろしいですか。」と言って、許可を得てから「失礼します。」と頭を下げて入ります。
- (2) 学校の公共物を破損等したときは、速やかに先生に届け出て指示を受けます。
- (3) **学習に必要なもの（携帯電話、スマートフォン、ゲーム等の遊び道具、カッター等の刃物類・時計・必要以外の現金等）は、学校に持ち込まないようにします。**
- (4) やむを得ず校外に出なければならないときは、担任の先生に許可を得ます。
- (5) 帰宅後や休日に学校へ来るときは、制服で登校します。部活動に参加する生徒は部活動の服装です。
- (6) **タオルの使用はルールを守りましょう。（肩にかけない、振り回さないなど）**
- (7) トイレは各学年で決められたトイレを使用する。

男子 1年生：北校舎 1階 2, 3年生：南校舎 2階

女子 1年生：南校舎 1階 2年生：北校舎 1階 3年生：南校舎 2階

12 身なり

- (1) 服装は、次のとおり正しく清潔に着用します。

① 【冬服】

男子… 標準マークの入った黒の学生服と長ズボン。

中には白いカッターシャツを必ず着用する。カッターシャツの中の肌着の色は白・黒・紺・茶色（ワンポイント可）とする。ハイネックの肌着は着用しない。なお、カッターシャツを着用していないときは、学生服を必ず着用する。

（インナーシャツは、カッターシャツの襟からはみ出さないようにする）

女子… 学校指定のセーラー服（ネクタイは白）、スカート（丈はひざがかくれる長さ・両膝ついたときにスカートが膝ではさめる長さ）。

中には肌着を着用し、スカートの中に入れる。

肌着の色は白・黒・紺・茶色（ワンポイント可）とする。

ハイネックの肌着は着用しない。

- ② 【夏服】
 男子… 半袖開襟シャツと黒の長ズボン。
 中には肌着を着る。肌着は【冬服】の規定と同じ。
 女子… 学校指定のセーラー服（ネクタイ），スカート（丈はひざがかくれる長さ）中には肌着を着る。肌着は【冬服】の規定と同じ。

- ③ 【体育服】
 ・ 男女ともに，学校指定の体育服。新しく購入するときは，**男女共用のクォーターパンツ**とする。
 ・ 衛生，健康面から年間を通して肌着を着用する。ただし，肌着は外から見えないようにする。

- ④ 【ネーム】
 ・ 夏服，冬服とも学校指定のネームを左ポケット上部に縫い付ける。

- ⑤ 【かばん】
 ・ 学校指定のものを使用する。指示がない限り，学校指定かばんで登校。
目印としてかばんに付けるキーホルダーは，1つにします（お守り程度の大きさ [約7cm 程度] のものとする）。

- ⑥ 【靴】
 ・ 白い運動靴（紐靴）を使用する。

- ⑦ 【靴下】
 ・ 男女とも白・黒（くるぶし付近のワンポイント可）。ただし，スニーカーソックス（くるぶしの中心より短いものは不可）。



- ⑧ 【ベルト】
 ・ 幅3～4cm程度とし，黒・紺とする。ベルトは一つ穴で、穴が一周してないもの。

- ⑨ 【その他】
 ・ マフラー，ジャンパー，ニット帽類は禁止（自転車通学生も，マフラーは安全を考慮し認めない。ただし厳寒期のみ手袋，ネックウォーマー着用可。）。
 ※ 厳寒期とは，12月～2月頃。気候により決定します。
 ※ ジャージの着用については，冬服の着用期間に準ずる。ただし，冷房使用時に寒い場合は，教科担任の先生の許可を得て着用することができる。
 ※ 男子は冬服期には学ランを着用すること。学ランを着ないでジャージを着用することは認めない。

- (2) 頭髪
 男子… まゆ毛，襟，耳にかからない長さとする。清潔感があり，すっきりしている。
 女子… 前髪が目にかかるときは，ゴムやヘアピン（黒・茶・紺）で留める。襟にかかるときは低い位置でくくること。ハーフアップもしくはお団子は可。
 男女共通…カール，パーマ（ストレートを含む），染髪，脱色や整髪料の使用等は禁止。

- (3) まゆ毛
 ・ 抜く，剃る，切る等手をくわえてはならない。

- (4) その他
 ・ 化粧やピアス，マニキュア等をしないこと。ミサンガ・ネックレス等の装飾品を身に着けないこと
 ※ 制汗剤は，無香料の物を使用する。使用済みの汗ふきシートは各自持ち帰る。

【生徒の皆さんへ】

身なりの基準は、その姿で高校入試や就職試験に臨めることができるかだと思います。普段だらしない身なりの方が、入試の当日だけきちんとするのは不可能です。君たちが不利益を被らないように、見直すべき校則は変えていってもよいと思います。5月の生徒総会に向けて、この「学校生活の心得」を熟読し、君たち自身で新しい生活の決まりを議論してみてください。

13 もし、違反があった場合・・・

- (1) 不要物の校内への持ち込みがあった場合
 - ① 漫画や雑誌等については、1週間をめでに担任で預かり本人に返却する。ただし、2回目以降については、没収を基本とし学年末に返却する。
 - ② 飲食物や危険物（ライター、タバコ等）については、返却せず処分する。
 - ③ **携帯電話やスマートフォンについては、担任で預かり保護者に返却する。**
- (2) 身なりの違反があった場合
 - ・ 身なりの違反が著しい場合は、保護者に連絡し帰宅し、正しい状態に戻し再登校する。
- (3) 法律に違反する行為があった場合
 - ・ 関係機関と連携を取りながら指導を進めます。

14 携帯電話・スマホ・ゲーム機等によるネット利用について

インターネットやネットにつながる機器の利用に関する家庭内ルールを、保護者の方と話し合い一緒にルールを決めましょう。

- (1) 使用時間について
 - ① 健康をそこなうおそれがあるので、使用時間のルールを決めよう。
例. 21時（午後9時）になったら、ネットにつながる機器を保護者に返却する。
 - ② 食事中や入浴中は使わない。
- (2) 使用する場所について
 - ① 家族のいるところで使う。
 - ② 充電器はリビングに置く。
 - ③ 自宅以外ではネットにつながらない。
- (3) 自分・他の人を守るために
 - ① 機能制限やフィルタリングの設定をする。
 - ② ネットで知り合った人とあわない。
 - ③ 未成年者が見てはいけないサイトを見ない。
 - ④ 自分の写真、映像も他人の写真、映像をネット上にのせない。
 - ⑤ 人の悪口や傷つく言葉を絶対に書き込まない。

15 事故や非行防止について

- (1) 保護者を伴わないカラオケボックスの利用はできません。
 - ※ 保護者同伴の場合でも、午後9時をめでに帰路につこう。
 - ※ 送迎のみ保護者が行うことも禁止です。
- (2) ゲームコーナー・ゲームセンターの出入りはしない。
- (3) 飲酒、喫煙、無免許運転は絶対にしない。
- (4) いかなる理由があろうとも外泊はしない。
- (5) 夜間の外出は保護者同伴とする。（午後9時には帰路につこう）
- (6) 釣りに行くときは、保護者、または、保護者が認めた大人同伴とする。
- (7) 闘牛は、車上での応援、牛番、勢子などはしない。
- (8) **金銭トラブル**のもとになるようなことはしないようにしよう。（賭け事など）
 - ※ 賭博罪（刑法185条） 賭博をした者 → 50万円以下の罰金または科料
- (9) **深夜徘徊の禁止**（鹿児島県青少年保護育成条例第6条）
 - ※ 青少年を深夜につれだした者は10万円以下の罰金又は科料。

犬田布中生徒29か条の心得

1 学びの姿勢をととのえる

- 一 授業が始まる前に、授業道具を準備しておく。授業開始後にロッカーに取りにいかない。
- 二 移動教室も含めて、2分前着席・1分間黙想。チャイムと同時に号令。
- 三 授業中の質問や発言は挙手して、指名されてから。先生やクラスメイトが発言しているときは黙って聞く。
- 四 授業中は、タオルや水筒などを出さない。タオル・水筒はロッカー内に保管する。タオルはたたんで持ち歩く。
- 五 3時間目が体育の時の4時間目、6時間目が体育の時の5時間目の授業は体育服で受けてもよいが、必ず係が担当の先生に確認する。
- 六 朝は 8:00 までに校門通過。8:05までに朝の提出物を提出完了。カバンをロッカーに片づけて着席し、朝の会まで勝手に離席しない。8:15までに係は宅習・やりとり帳、提出物の確認をし、担当の先生へ届け、着席する。
- 七 8:15からは全員そろって朝の活動(読書・集会)を静かに行う。

2 思いやりと礼儀を大切にす

- 一 校内で大声や奇声を出したり、口笛を吹いたりしない。
- 二 「死ね」「殺す」「きもい」など乱暴な言葉を使わない。
- 三 場面、相手に合わせて、適切に敬語を使う。
- 四 友達をあだ名で呼んだり、けなしたり、あおったりしない。
- 五 ものの貸し借り、お金のやりとりをしない。
- 六 清掃はチャイムが鳴るまで時間いっぱい続ける。
- 七 給食は食後の合掌後5分間で食器の返却完了、合掌後10分間で更衣完了する。歯磨きよりも優先して行う。
- 八 給食後の歯磨きは自学年の流し台の前で行う。教室に入ったり、廊下を歩いたりしながらしない。

3 安全で けじめのある学校をつくる

- 一 特別教室、他学級、サポートⅠ・Ⅱへの勝手な入室禁止。休み時間にはカーテンを閉めない。
- 二 ものを破損してしまったり、紛失してしまったりしたら、速やかに申し出る。
- 三 危険な行動(飛び降り、押し合い、羽交い絞め、校内を走る、追いかける、物を投げるなど)をしない。
- 四 ハサミ・カッター・ライターなど、危険物の持ち込み禁止。
- 五 紙飛行機、紙手裏剣の作成禁止。投げたり、落としたりしない。
- 六 机、いす、黒板、壁などへの落書き禁止。
- 七 スマホ、トランプ、虫、ぬいぐるみなど学習に不要なものを校外から校内に持ち込まない。
- 八 通学カバンへのキーホルダー類は、お守り程度の大きさ(約7cm)で1個だけ。
- 九 屋内スリッパには記名し、投げたり、蹴ったりしない。他の人のスリッパをとらない。
- 十 男子は制服のシャツをズボンに入れ、出てこないようにベルトをしっかり締める。シャツのボタンをとめる。
- 十一 女子はリボンを着用し、スカートはひざが隠れる丈で着用する。
- 十二 教室のエアコン、電子モニター、タブレットは勝手に触らない。
- 十三 教室の扉のカギはかけない。渡り廊下やベランダの扉は勝手に開閉しない。カギをかけない。
- 十四 制汗剤・日焼け止めは無香料のもののみ使用可能。使用済みの汗拭きシートは持ち帰る。スプレータイプは禁止。